

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休きは、
その日に當たる)

一 審査申立人の住所、氏名及び年齢

住所 鳥取県東伯郡東郷町大字松崎四百四十六番地

氏名 福羅禮

年齢 五十八歳

二 審査申立ての件名

昭和四十八年三月二十五日執行の東郷町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力について

三 裁決の主文

この審査の申立ては、棄却する。

四 審査の申立ての要旨

1 本件選挙の選挙の効力に關し、昭和四十八年四月五日東郷町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、同年四月二十八日町委員会はこれを棄却する旨の決定をした。

2 この決定に不服があるので、同決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める。

3 その理由を要約すると次のとおりである。

(1) 選挙人名簿の抄本の閲覧に際しては、町委員会は係員の立会のもとに閲覧させていたところであるが、昭和四十八年三月八日町委員会委員室において、係員の立会もなく無監視のまま東郷町全域の選挙人名簿の抄本を特定候補者の代理人に自由に閲覧、複写させた。

このような取り扱いは、特定候補者である本荘現町長のみにあたえられた特例であつて、他の候補者にはとられていない取り扱いで旨を次のとおり告示する。

昭和四十八年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

よつてこのような不平等な事務処理のもとに行なわれた本件選挙

は、無効である。

(2) 開票に際して、開票立会人前田卓美は、投票の効力に関し、開票管理者山田武雄に異議の発言をしたにもかかわらず、開票管理者は、その決定権を主張し、前田卓美的発言を封じ、押印を強要した。このような開票は、法の精神に反するものである。

五 裁決の理由

当委員会はこの審査申立てを受理し、町委員会から公職選挙法（以下「選挙法」という。）第二百六条において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十二条に規定する弁明書を徵し、さらに、選挙法第二百十二条において準用する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、必要と認めた別記証人について、昭和四八年六月二十日当委員会委員室において訊問を行ない、審査申立て（以下「申立人」という。）が主張するような事実について慎重に審査した。

およそ、選挙を無効とするには、選挙法第二百五条第一項に規定するところ、選挙の規定に違反し、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限るとされている。

まず、「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、従来の判例によれば、主として選挙の管理執行の任にあたる機関が選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反することがあるとき、又は、直接このような明文の規定がなくても、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行のもとに選挙が行なわれた場合をさすものと解されている。

「結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手

続きに関する規定に対する違反がなかつたならば、選挙について異なる結果を生じたかもしないと考えられる場合をいうものであると解されている。

本件選挙が、選挙の規定に違反したかどうか、また、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあつたかどうかについて、申立人の主張に基づき判断すると、次のとおりである。

1 申立理由(1)について

昭和四八年三月八日町委員会委員室において、立候補予定者の代理人に選挙人名簿の抄本を係員不在のまま自由に閲覧、複写させたことは町委員会も認めている。

この点について、選挙法には、選挙人名簿の抄本の閲覧に際し係員が立ち会うべき明文の規定はないので、係員不在のまま閲覧、複写させたとしても必ずしも違法ではない。

町委員会は、弁明書の中で、昭和四八年三月八日には、職員は町役場二階大会議室において緊急を要する昭和四十八年度予算書の印刷製本の作業を行なつていてと述べている。この事実をとらえて、申立人は、不公正な取り扱いをしたと主張するが、町委員会が意図的に係員不在のまま選挙人名簿の抄本を閲覧させたという具体的な根拠がなく、また、町委員会の弁明書によつても意図的に不公正な取り扱いをしたものと断定することはできない。

かりに、申立人の主張するようなことであつたとしても、これのみによつて選挙の自由公正が著しく阻害され、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると断定するだけの積極的な理由がない。

2 申立理由(2)について

本件選挙の開票事務は、選挙法第七十九条の規定により、選挙会の事務にあわせて行なわれたものである。

申立人は、選挙長が開票に際して、選挙立会人の異議の発言に対し決定権を主張して、その発言を封じ押印を強要したと述べ、このようないい處理は法の精神に反するものと申し立てている。

この点について、町委員会は、そのような事実はないと弁明したので当委員会で別記証人に証言を求めたが、申立人の主張するような事実を確認することができなかつた。

3 以上のとおり、本件選挙の管理執行は、選挙の明文の規定に違反しておらず、また、選挙法の基本理念である選挙の自由公正が著しく阻害されていないので、本件選挙を無効とする理由はない。

別記

区分	氏名	住所	所	職業
選挙長	山田 武雄	鳥取県東伯郡東郷町大字野方 百九十二番地	農業	
選挙立会人	前田 卓美	寺百九十九の三番地	漁業	
選挙立会人	土井 勝義	鳥取県東伯郡東郷町大字中興 百八十七番地	漁業	
選挙立会人	清水 政利	鳥取県東伯郡東郷町大字野方 百三十八番地	農業	

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和四十八年六月三十日

鳥取海区漁業調整委員会会長 前 田 玄 一

一 開催日時及び場所

日 時	場 所	関係地区
昭和四十八年七月十日 午後一時から	鳥取市青葉町三丁目 境港市米町	岩美町以西
昭和四十八年七月十一 日午後一時から	鳥取県境港水産会館会議室	大栄町以東の地区 境港市以東の地区

二 案件

鳥取海区における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定期日及び共同漁業の関係地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和四十八年七月五日までに鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第四項及び同法第百三十条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和四八年六月三十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会长 千代西尾 泰 章

一 開催日時及び場所

日	時	場	所
昭和四八年七月九日午後一時から		東伯郡東郷町 明 莊	

二 案件

内水面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日及び共同漁業の関係地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和四八年七月五日までに鳥取県内水面漁場管理委員会へ提出すること。